

# 水難、山岳遭難その他の事故及び災害の発生時における報告要領の制定について

(平成16年2月6日)

(栃地第1号栃木県警察本部長通達)

このたび、水難、山岳遭難その他の事故及び災害の発生時における迅速かつ正確な報告の実施について、下記のとおり報告要領及び報告様式を定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、雑踏ならびに災害関係の報告について(昭和37年11月14日付け栃外発第2289号例規通達)及び水難、船舶事故等の水上における事故の統計基準の制定について(昭和63年9月29日付け栃外第6号例規通達)は、廃止する。

## 記

### 第1 水難、山岳遭難その他の事故

#### 1 水難

##### (1) 水難の意義

この通達において報告を要する水難とは、屋外の水面において過失により水死し又はその寸前に救助された事故をいい、大雨又は船舶の事故による水難を除く。

##### (2) 水難の判断基準

ア 屋外の水面における事故であること。

河川、湖、沼、池、用水路、堀その他の屋外の水面(プールにあっては屋内を含む。)で発生した事故であること。

イ 過失により水死し又は水死の寸前に救助された場合であること。

(ア) 誤って水死した場合であって、故意によるものは含まない。

(イ) 水死とは溺死した場合をいう。ただし、溺死以外でも水中において心臓麻痺で死亡したものは含む。

(ウ) 水死の寸前とは、死に直面し、社会通念上そのまま放置すれば当然水死したであろうと認められる場合をいう。

ウ 大雨等の自然災害、船舶の事故以外のものであること。

警備部警備第二課に報告すべき自然災害に該当するか否か、船舶の事故についてレジャー・スポーツ事故として報告すべきであるか否か等について、疑義が生じた場合には、生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)に質疑すること。

エ 被救助者(当事者)の範囲

水死の寸前に第三者により救助された者のほか、水死の寸前に自力で岸等に泳ぎ着いたものを含む。

なお、1件の水難事故において複数の者が当事者となった場合は、救助、自力脱出を問わず、その全員を被救助者とする。

##### (3) 水難に該当するもの及び該当しないものの例

ア 該当するもの

(ア) 工事等で掘られ、常態として水の溜まっている場所に落ちた場合

(イ) 野井戸に落ちた場合

(ウ) 発病、発作、泥酔等により水中に落ちた場合

(エ) 自転車を押し、又は幼児用三輪車等に乗用中に誤って水中に落ちた場合

(オ) 道路交通法上の車両を運転中に誤って水中に落ちた場合で、交通事故として扱わない場合

(カ) 降雨やダム放水で増水して流された、又は中州に取り残された場合

(キ) プールの排水口に吸い込まれた場合

(ク) 原因不明の水死体で、刑事事件、交通事故のいずれにも該当しない場合

イ 該当しないもの

(ア) 風呂や便壺に落ちた等、家屋内で発生した場合

(イ) 水の入った容器や機械等の中に転落、頭を入れるなどして溺死した場合

(ウ) 一時的にできた道路上の水溜り等で溺死した場合

(4) 報告要領

ア 報告の時期

発生の都度、速やかに報告すること。

イ 報告様式

水難事故発生報告書(別記様式第1号)に発生地点及び発見(救助)地点を記載した地図又は図面を添付し、地域課長を経由して速やかに報告すること。

2 山岳遭難

(1) 山岳遭難の意義

本通達において報告を要する山岳遭難とは、山において誤って死傷し、又は行方不明となったもの、若しくは遭難者救助のために警察官、自衛隊、民間救助隊、消防又は市町村職員等が出動したものをいう。

(2) 山岳遭難の判断基準

ア 山での遭難であること。

山岳地帯又は山の中で発生した事故をいい、平地の森林内で発生した事故は含まない。

なお、山間部の森林内であっても、社会通念上日常生活の場といえる場所で発生した事故は山岳遭難に含まないが、判断が困難な場合は、地域課長に質疑すること。

イ 誤って死傷し、又は行方不明となったものであること。

故意によるものは含まない。ただし、疲労による衰弱や疾病によるものは含む。

ウ 遭難者救助のために警察官等が出動したものであること。

死傷者や行方不明者がいないものを含む。

(3) 山岳遭難に該当するもの及び該当しないものの例

ア 山岳遭難に該当するもの

(ア) 山におけるハイキング、観光登山(ツアー登山)中の事故

(イ) 山における山菜、野草、茸採り中の事故

(ウ) 山における狩猟、溪流釣り中の事故

(エ) 山における野生動物による襲撃事故

(オ) 山における仕事(森林伐採、下草刈り等)中の事故で、作業事故として扱わない事故

(カ) ロッククライミング、アイスクライミング(氷壁登はん)中の事故

(キ) 山スキー等、スキー場以外の場所で発生したスキー事故

(ク) 山岳信仰に基づく入山中の事故

(ケ) 山野草、紅葉等の鑑賞や写真撮影目的で入山中の事故

(コ) 登山中に発病し、又は病死した事故

(サ) 登山中に転落、滑落等により川に落ちて水死した事故

イ 山岳遭難に該当しないもの

(ア) 山間部の集落における行方不明事案で、山に入った可能性が低く、一般家出人として取り扱う場合

(イ) 山岳部の池や沼、川で遊泳中に溺死した場合

(4) 報告要領

ア 報告の時期

発生の都度、速やかに報告すること。

イ 報告様式

山岳遭難発生報告書(別記様式第2号)に発生地点及び発見(救助)地点を記載した地図又は図面を添付し、地域課長を経由して速やかに報告すること。

なお、登山目的の死亡事故については、特別調査チェックリスト票(別記様式第3号)を添付すること。

3 レジャー・スポーツ事故

(1) レジャー・スポーツ事故の意義

本通達において報告を要するレジャー・スポーツ事故とは、用具を操作して行うレジャー又はスポーツに伴って発生した事故をいう。

(2) 報告を要するレジャー・スポーツ事故

次のとおりとするが、レジャー及びスポーツが多様化している現状にかんがみ、適用上の疑義が生じた場合には、地域課長に質疑すること。

- ア 水上(水中)
  - 水上オートバイ
  - ボードセーリング
  - モーターボート
  - スキューバダイビング
  - ヨット
  - 手(足)漕ぎボート
  - カヌー
  - シュノーケリング
  - サーフィン
  - クルーザー
  - 水上スキー
  - いかだ

- イ 空中
  - パラグライダー
  - ハングライダー
  - 超軽量動力機
  - ジャイロコプター
  - グライダー
  - スカイダイビング
  - 熱気球

- ウ 陸上
  - スキー
  - スノーボード
  - スケートボード
  - ロード走行(自動車、ゴーカート、オートバイ、ポケバイク等)
  - オフロード走行(バギーカー、スノーモービル、モトクロス等)
  - ※ ロード走行とは、一般道路と区別されかつ舗装された道路において行われるレジャー・スポーツでオートレース、ロードレース、サーキット等の名称があるものをいう。
  - オフロード走行とは、一般道路以外の不整地において行われるものをいう。

(3) 報告要領

- ア 報告の時期
  - 発生の都度、速やかに報告すること。
- イ 報告様式
  - レジャー・スポーツ事故発生報告書(別記様式第4号)に発生地点及び発見(救助)地点を記載した地図又は図面を添付し、地域課長を経由して速やかに報告すること。

第2 災害等

1 報告を要する災害等

次の事案種別と事案内容の双方に該当するものについては、認知後直ちに報告すること。

(1) 事案の種別

- ア 船舶事故
- イ 油流出事故
- ウ 航空機事故
- エ 水難事故
- オ 山岳遭難
- カ 火災、落雷、降雪(雪崩、積雪事故)
- キ 落盤、山崩れ
- ク 爆発事故
- ケ 雑踏事故(死傷者発生・公営競技紛争事案)
- コ その他これに準ずる事案

(2) 事案の内容

- ア 死者及び行方不明者が5名以上の事案
- イ 死者、行方不明者及び負傷者が合わせて10名以上の事案

- ウ 国又は地方の要人その他著名人に関する事案
- エ 官公庁等の重要又は著名な建造物のり災に関する事案
- オ 社会の耳目をひき、社会的反響が予想される事案

## 2 報告要領

### (1) 報告の時期

認知後、判明している範囲で直ちに報告を行うとともに、新たな情報の入手の都度、報告すること。

なお、警察官が直接認知した事項以外の情報については、当該情報の入手先を明記すること。

### (2) 報告様式

即報事案発生報告(別記様式第5号)により地域課長を経由して即報すること。